

農地の確保(マクロ管理)及び農地転用許可(ミクロ管理)に関する農林水産省の考え方について(ポイント)

1. 農地の確保(マクロ管理)

- 国の基本指針の策定に当たり、国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定の基準案について、都道府県を通じて市町村からも事前に意見を聴くこととする方向で検討。
- 目標面積の達成に向け、「国と地方の協議の場」の活用などにより、国と地方で意見交換を行いながら、国と地方が一体となって取り組むことを検討。

2. 農地転用許可(ミクロ管理)

- 人口減少社会に対応したまちづくり・むらづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用に係る許可権限の移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要。

なお、「地方創生」という現下の重要課題に対応するため、臨時国会に提出された地域再生法改正法案の中で、市町村が策定する農林水産業の6次産業化に資する施設等の整備に係る計画に従って行われる施設整備については、4haを超える場合でも都道府県知事までの判断(市町村の計画に対する同意)で転用を可能とすることとしているところ。